

ように活かされているのかを検証する目的で、私の法律事務所における1日弁護士体験を企画しています。

◆ 授業内容

1. 現代の弁護士業務
2. 各種の法律相談における面接技法
3. 一般法律相談の模擬演習
4. 顧問先(ないしは紹介事件)の模擬法律相談演習
5. 受任の決定と証拠収集
6. 相手方とのコンタクトとそれを踏まえた戦略
7. 法的手続によらない模擬交渉演習A(相手方が本人の事案)
8. 法的手続によらない模擬交渉演習B(当事者双方に弁護士が付いている事案)
9. 紛争処理手続きの選択(各種ADRを含めて)
10. 倒産手続きにおける利害関係者との模擬交渉演習
11. 裁判における訴え提起以降の主張
12. 裁判における立証活動
13. 裁判上の和解への対応
14. 紛争の解決における弁護士の役割

◆ 教科書

特に指定せずに、講義では予めTKCに掲載しておくレジュメ及び具体的ケースを基にして議論・検討を行います。

◆ 参考書

- 名古屋ロイヤリティ研究会編『実務ロイヤリティ講座』(民事法研究会)
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』(弘文堂)
加藤新太郎編『リーガル・ネゴシエーション』(弘文堂)
※必ずしも購入して通読する必要はありません。

◆ 成績評価の方法

「ケース研究」「模擬相談・交渉演習」及び「ケース起案」を通じての議論・検討の状況を基にします。

海外の臨床法学教育

中国における
臨床法学教育

——西北政法大學と中山大學の場合——

兵辺陽一郎
胡光輝
樺村太市
宮川成雄

中国における臨床法学教育

—西北政法大学と中山大学の場合—

浜辺陽一郎（早稲田大学院法務研究科教授・弁護士）
 胡光輝（日本大学理工学部非常勤講師）
 櫻村太市（早稲田大学院法務研究科教授・弁護士）
 宮川成雄（早稲田大学臨床法学教育研究所長・法務研究科教授）

I. はじめに

2000年に開始した中国の臨床法学教育は、中国経済と同様に、目覚ましい発展を遂げている。筆者らは、中国における法学教育・研究について、西北の代表校であり、臨床法学教育が中国で最も盛んな西北政法大学と、南の代表校である中山大学における臨床法学教育の状況を本年3月末に視察した。両大学との交流会議の際には臨床法学教育に留まらず、司法制度から仲裁・調停等の紛争解決手続等、多くの問題について議論を交わしてきた¹。

中国では米国フォード財団（Ford Foundation）の援助を受けた当初7大学²で、本格的に臨床法学教育がスタートしたが、西北政法大学の場合、この援助とは独立した「西北モデル」といわれる自主的な取り組みを展開してきた³。この意味で同大学の臨床法学教育はユニークな存在であり、かつ中国全土の中でも大衆に活発な臨床法学教育を実施している。一方、広州の中山大学の場合は、出稼ぎ労働者が多い広州という地域の特徴を生かし、労働クリニックを中心にした活動を活発に行っている。

臨床法学教育に関して、両大学はともにそれぞれの地域に根ざした教育を行っており、中国における法学教育の現状を踏まえ、学部生と大学院生（法律修士（JM）課程の学生を含む）のレベルに応じて、多角的に臨床法学教育を展開している点が極めて印象的であった。本稿では、IIにおいて比較法的視点からみる中国臨床法学教育及び中国視察の目的・経過を説明した上で、IIIで西北政法大学における臨床法学教育——「西北モデル」、IVで中山大学における臨床法学教育の状況を通して中国における臨床法学教育の現状を分析し、結びとしてVにおいて中国視察の収穫、及び日本の臨床法学教育への示唆と若干の問題点について考察してみたい。

II. 比較法的視点からみる中国臨床法学教育及び中国視察の目的・経過

1. 中国視察の目的——なぜ中国なのか？

中国では米国の臨床法学教育を積極的に導入するだけでなく、公民代理の制度等により

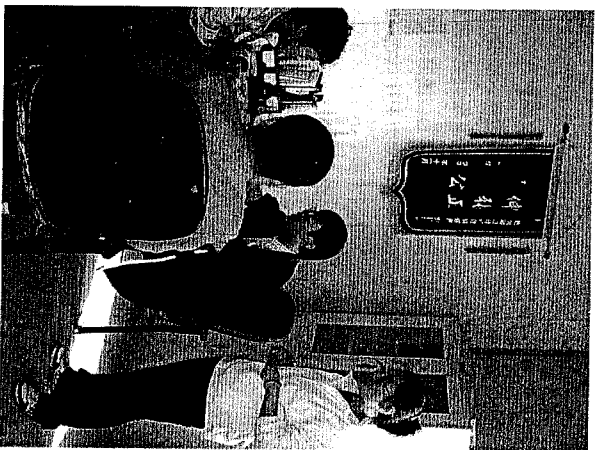
臨床法学教育が盛んであるため、わが国と比較しても、かなり先進的な取り組みをしていると評価でき、その実態を視察することには大きな意義がある。

2. 視察と交流会議の概要

(1) 西北政法大学

同大学においては、法学実践教育検討会を開催し、両国の法学実践教育改革の状況と経験の情報交換を行った。ここで西北政法大学の汪世榮教授・郭昇選教授から臨床法学教育の状況の説明を受けた後に、クリニックの実地を見学し、民事クリニックとコミュニケーション・クリニックを実際に行っている模様立ち会った。

このうち、民事クリニックは、新校舎の正門のすぐ脇に受付の事務所を構えており、そのスペースはそれほど大きくないが、熱気が溢れていた。2組の依頼者が相談できるようにテーブルと椅子、相談及び当番記録の保存用の棚が置かれ、学生たちの力強い字で



西北政法大学民事クリニックの法律相談風景

びつしり書かれた記録も見せてもらった。見学时に2組の当事者が相談に訪れており、学生たちの明るく笑顔と自信、積極的に取り組んでいるその様子が印象的であった。

一方、コミュニケーション・クリニックを見学した際には、依頼者が相談に訪れていたため、依頼者の同意を得た上で見学した。コミュニケーション・クリニックは、新しい建物の1階に設けてあり、入口にはクリニックの名称が大きな字で書かれている。室内には、クリニックの学生が事件を記録したり、議論したりするために大きなテーブルと椅子が置いてある。民事クリニックと同様に、受付記録を保管する棚を配置している。

これらの見学とは別に、履修した学生との懇談会が開かれ、20数名の学生と意見交換を行った。中国人学生は非常に熱心に質問し、はつきりと意見を述べたことが印象的であった。夜の授業（午後7:00-9:30）のうち民事クリニックとコミュニケーション・クリニックの授業を一部傍聴した。民事クリニックの授業は、主に依頼者とのコミュニケーションについて、各チームで生じている問題及びコミュニケーション・セッションのとり方をチーム毎に発表し、教員の質問に答える方法で行なった。これは、授業前半の時間を利用して1週間の問題を復習し、後半は新たな内容になるという。一方、コミュニケーション・クリニックの授業では、コミュニケーションにおける紛争の解決方法を考えしてもらい、これらの方法のうち、どの方法

がコミュニティーの紛争解決に適しているのか、なぜ適しているのか、実際にどのような方法を使って紛争解決をしているのか意見を発表し、検討するというものであった。

(2)中山大学の場合

同大学では、クリニック教員のほか、法学修士課程学生や法律修士(JM)課程学生数名と懇談し、日中の状況について意見交換をした上で、学生たちと懇談した。法学院の副院長である周林彬教授(経済法研究所主任・商法)とも面談し、中山大学、日中法学交流及び臨床法学教育の問題について、様々な意見を交換することができた。さらに、新しいキャンパスにある法学関係施設を見学し、模擬法廷をはじめとして極めて充実した施設を有しており、国家的に法律家の養成に力を注いでいることが伺われる。

III. 西北政法大學における臨床法学教育——「西北モデル」

1. 西北政法大學リーガル・クリニック

西北政法大學は、中国で最も早く自主的に臨床法学教育を開始した大学である。2000年9月に臨床法学教育を始め、現在は、11名の教員が臨床法学教育に携わっており、民事、立法、公益、コミュニティー、刑事弁護の5つのクリニックを開設している。そのうち、民事、公益、コミュニティーは学部生を対象とし、立法は主に大学院生及び一部の学部生を対象とし、刑事弁護は、大学院生を対象とする。すでに1000名以上の学生がこの教育を受けたという。

(1)民事クリニック

民事クリニックは、2000年に設立されてから、15期にわたって、学生を輩出した。民事クリニックは、民事の扶助の方法や知識を身につけさせ、簡単な民事事件の代理をもらう。対象は、学部3年生で、毎回30名、4単位である。簡単な民事事件とは、離婚等の家庭問題、権利侵害、交通事故、債務不履行等の案件である。民事クリニックは弁護士になる訴訟テクニックを履修することができ、中国には公民代理人制度があるので、学生が直接、代理人として訴訟に参加することができる。この場合、学生は代理人となり、教員はサポート役を果たす。1学期で32名の学生が履修することができ、8組に分け、1組あたり平均2つの事件の処理に参加することが求められる。

同大学はクリニックのために専門の受付の場所を与えている。教育方法として、公民代理と法律相談があり、依頼者を代理するだけでなく、相談も授業の一部となっている。

(2)立法クリニック

西北政法大學は2001年から、中国の大学では殆ど行なわれていない大学院生による地元政府への立法支援を行なっている。例えば、2001年3月5日、刑法専門の大学院生が西安市老年委員会の委託を受け、「老年人權益保障法」の執行についての規定をサポートしたことをきっかけに、主に老年委員会及び婦人連合会の立法活動に携わっている。かくして、2002年9月から「立法クリニック」が正式に開設され、地元政府からの要請に応じて立法支援にも取り組むようになっていく。現在、主に地方の人民代表大会の立法活動に

参加し、調査を行い、草案作成のサポートを行っているという。

(3)公益クリニック

公益クリニックは、当初は法律技術クリニックとして2002年9月に開設された。一部の学生がすでに1年、2年の時に法律サービス・センターで多少の技能があったことを踏まえて作られた。というのは、これらの学生を他の全く法律実践活動に参加していない学生と一緒に活動させると、あまり効果が無いので、さらに技能を高めるために法律技術クリニックを開設したが、2003年2月に公益クリニックを開設して一本化した。公益クリニックは、主に学生に公益事件について注目してもらい、公益事件の代理を通じて、社会的正義の実現・発展に貢献することを目的とする。また、学生は公益訴訟を代理するほか、新しい事件を発見し、公益訴訟を持ち込むことも1つの仕事である。公益クリニックは、教員3名及び30名の学生により構成する。

(4)コミュニティー・クリニック

コミュニティー・クリニックは、2003年6月に開設した。教員3名、対象は学部3年生及び法律修士(JM)2年生で、毎期30名である。設立当初は主に都市部住民を対象にしていたが、新しいキャンパスができた2006年、農村を中心としたコミュニティー・クリニックに転換した。新校舎の周囲は農村地帯となっているので、法律知識が皆無に等しい農民たちに法律サービスを提供する必要性と環境があった。非訟事件を中心に、コミュニティーにおける紛争解決メカニズムの構築を模索する役割や、コミュニティーにおける制度構築や法律普及・啓蒙の役割も重要である。多くの農民は、紛争が生じたとき、弁護士に相談せずに(そもそも相談するお金も無く、その方法自体を知らない)、直接裁判所に出向く傾向があるため、クリニックは裁判所とも連携し、裁判所では事件を登録する受付段階で、何も知らない農民のために学生が法律相談を行い、訴訟を起すための助言をしているという。

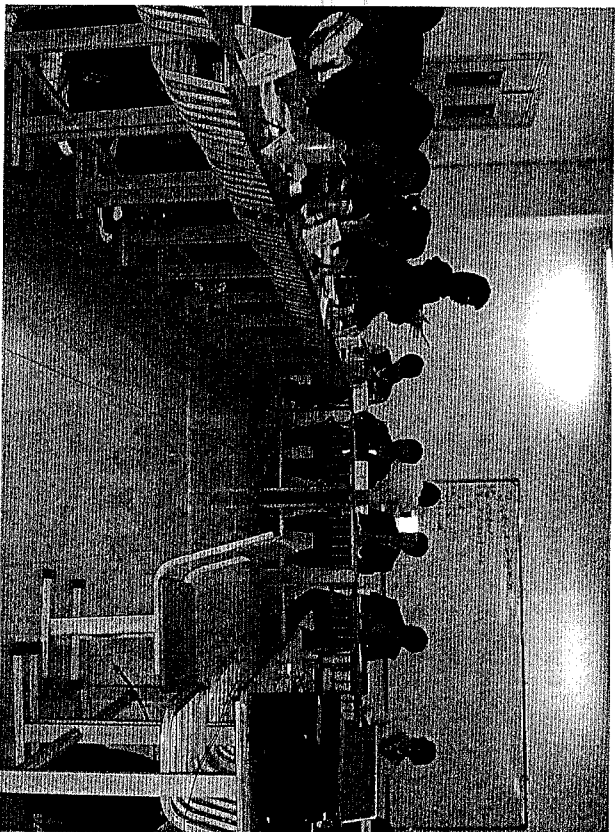
(5)刑事弁護クリニック

刑事弁護クリニックは、2007年9月に開設された。大学院生を対象としており、IBJ⁴のサポートやクリニック教育委員会のサポートを受けながら、当大学の刑事弁護に関する研修センターをベースに設立した。ただ、刑事弁護クリニックの最初の趣旨は、被害者のために法律サービスを提供することであると説明されていた。これは、学生が刑事弁護において代理人としての制限を受け、「悪人のために弁護するな」という基本的な考えが中国社会にあるためであると考えられる。刑事弁護クリニックの担当者によると、被害者の方に注目すれば弁護のために有利な要素が得られると共に、弁護士の下で刑事弁護のテクニックも学び、加害者のための刑事弁護を模索していると説明された⁵。

西北政法大學は、2003年にフオード財団の援助の下で、「西北地区刑事弁護研修プロジェクト」に取り組むようになり、主に5年以上の弁護士実務経験を有し、かつ公益心があり刑事弁護に熱心な弁護士を対象に研修を行なう。なお、1996年中国刑事訴訟法の改正により、公訴人と被告人側の対立関係が強調され、刑事弁護士の弁護能力が一段と高く求めら

れるようになった。

しかし、先進諸国と比べると、中国の刑事弁護士の能力は依然として高くはないと言わざるを得ない。多くの刑事弁護士は、法律専門教育を受けておらず、受けた者でも殆ど刑法理論についてしか学習していないし、弁護技能についての学習が全く行なわれて来なかった。かかる状況で、西北地区の刑事弁護研修プロジェクトが始まった。今日までに、4期で120名の刑事弁護士が研修を受け、理論と技能の両面から弁護士の弁護能力を高め、「中国弁護士協会」にも高く評価されている。これを契機に、中国弁護士協会との間に、「中国弁護士刑事弁護研修センター」を設立するに至った。これらを基礎として刑事弁護クリニックを設立し、主に通常課程の大学院生とJMのうちの司法試験合格者を対象に、弁護のクリニックを高めている。教育方法として、西安市法律援助センターとも協力し、法律援助の事件を提供してもらい、刑事弁護人を選任した後、学生を派遣し、その弁護士のアシスタントとして、刑事弁護の全過程に参加することになっており、積極的に取り組んでいるという。



西北政法大學臨床法學教育的授業風景

2. 西北政法大學臨床法學教育的の特徴

(1) 自主的な取り組み

同大学は、2000年9月、如何なる外部の援助もない状況下で、自主的に臨床法學教育を開始した。2001年9月からフオード財団の部分援助を得たが、3分の1の経費は大学自らが投入したことは、臨床法學教育への積極的な取り組み姿勢が高く評価され、今日では同大学の臨床法學教育は、「西北モデル」として、全国的に注目されている。

また、ホームページにおける内容の充実度は、中国では随一といっても過言ではない。前述したクリニックのように、それぞれのクリニックは活動の場所をもっているだけでなく、クリニック全体を管理する総事務所もあり、学生たちは連絡役として常時常在し、教員も順番に当番を担当する。ちなみに、大きな建物の1つの階は全部が臨床法學教育用になっている。その事務所には、多くの依頼者から送られた感謝の旗（錦旗）が飾られており、学生たちの活動記録がたくさん保管されていることが印象的であった。

(2) 教育管理の規範化

臨床法學教育の中で生じた重大な問題は、その責任者が招集するクリニック教員全員が参加する教育会議及び管理会議において解決される。2001年9月、「日常当番制度」「事件受理と代理制度」「財務管理制度」「日常内務管理制度」「賞罰制度」「監督指導制度」及び「リール・クリニックス事件指導規範」等を制定し、学生が教育管理の中の立場と役割を重要視するようにしている。

クリニックはホームページ、掲示板等を通じて学生たちにクリニックの一定の予備知識を与え、さらに教員による授業履修についての説明を行なったうえで、学生が「個人目標及び人生設計」をテーマに自らの考えを書き、希望するクリニックを明記した上で申込書を出す。

西北政法大學の臨床法學教育は、教室内でのゼミ形式学習と実際にクリニックで依頼者の相談を受け代理人として紛争処理に携わるという2つの方法が行なわれている。

教室での学習の場合、学生は実践活動のために分けられたチームで授業の課題を予習・討論をしなければならぬ。その予習・討論でまとめたものを授業の間で発表する。勿論、教員から予想外の質問もされる（実際の授業見学时に学生が想定していなかった問題が教員によって提示された）ことがあるので、それにも対応しなければならぬ。

クリニックで行なう法律相談及び事件受理は、必ず記録しなければならぬ。例えば、相談の場合は、記録用紙には、主に3つの項目がある。①相談の内容、問題等を学生が記入した後、②教員は学生が記入したものについて意見や考えを記入し、③さらに学生が相談を受けた後の感想を書く。これらが終わったら教員にサインしてもらい、ファイルに保管する。

(3) 教員の地位の安定と協力体制の強化

教員の経験と継続性を重視しているので、交替制は採用されていない。授業は、通常3名の教員が共同で行なう。その内の1人が主な担当者となり、良好な協力関係が保たれて

いる。授業の準備は、教員全体でクリニック教育会議を行い、その場で教育目標、教育方針等を決め、その上で、パートナー教員同士で具体的な実施方法を検討するという。また、毎年の休みを利用してクリニック教員全員の家族旅行を実施し、教日をかけて過去の問題の整理及び計画の作成、実施について議論し、意見交換をするほか、勉強会や研究会がある場合にはできるだけ全員が出席して交流の場を確保しているという。

(4)各クリニックの連携

立法クリニックの重要な役割として、民事・公益クリニックの活動を通じて発見された問題を立法クリニックに提示し、立法府にその意見を伝え、立法過程において反映させるようにすることが挙げられていた。立法クリニックは毎学期あるわけではなく、立法の依頼に応じて開いており、対象は大学院生、毎回24名、担当教員は2人であるが、学生たちが立法活動等に参加することによって、立法の考え及び技術を習得するという。このような各クリニックの連携は大いに注目されるべきであろう。

IV. 中山大学における臨床法学教育

中山大学法学院は、米国フオード財団、嶺南基金会(Uingnan Foundation)の資金援助、及びYale-China Association, New York University School of Law, Yale Law Schoolの支持の上で、2002年2月、臨床法学教育を正式導入した。その特色は、主に労働クリニックを中心に展開している点にある。

1. 臨床法学教育の対象

中山大学の場合は、大学院生と学部生を対象で、臨床法学教育科目に限って同じ教室で授業を行い、同じクリニックで活動をする、他の科目は、学部生と大学院生は分かれている。中山大学法学院は、国家教育部により研究型大学に認定されているので、学部生が非常に少ない。毎年210名しか受け容れておらず、クリニックの授業は3年生から選択できる。210名のうち、170名前後の学生が応募するが、70名から80名の学生しか受け入れられない。はっきりした数字は分らないが、大学院生は毎年、大体40名前後が履修している。

授業の履修登録は年度のはじめに行うが、前記の人数が前期と後期に分けて履修しており、各期ごとにみると、学部生40名、大学院生20名という規模である。学部生は、専門知識が乏しいので、大きなクラスで基本的な法律科目を学習する必要があるが、大学院レベルでは一定の法的素養があることをベースにしている。

2. クリニックでの活動

クリニックのカリキュラムは、毎週1回(2時半から5時までの時間)ずつ、ゼミのような形で検討会を行い、これに加えて毎週いずれかの日に午前または午後2時間ずつ、学生が当番制で、何人かの学生が事務所につめて生の事案を扱う。具体的には、その当番の時間にクリニック事務所にいると依頼者が来て、学生は弁護士としての自覚をもってその依頼者に接することが求められる。依頼者数は把握していないが、相当数の相談をこなし

ており、例えば、先日(3月29日に訪問)は、4人が当番だったが、5組の依頼者が来ており、相談の電話もかかってくるので大変に忙しいという。

学生は、履修期間において、実際の案件に携わることが要求されており、必ず1件か2件を最初から最後まで担当することになっている。もともと、法学部の4年間に卒業に必要な120単位のうち、クリニックは選択科目であり、1セメスターで4単位となっている。通常の大学院生の場合は30単位が必要で、クリニックが4単位である。ただし、法律修士(JM)の場合は、卒業に必要なのは70単位となる。

3. 事件受理

クリニック担当教員の多くは弁護士資格をもっており、実際の弁護活動も行なっている。自らの経験を生かし、学生たちが事件受理する際に弁護技能等の実務的な指導を行なっている。また、前述した西北政法大学と同様に、担当教員は任期がないので、経験を積んで継続的に指導に当たることができる。

広州市は、出稼ぎ労働者が多いため、労働関係の紛争も多く生じている。これらの労働者は殆ど内陸の農村から来た者であるので、紛争が生じる場合は、不利な立場に立たされることになる。中山大学のクリニックは、かかる状況に際して、出稼ぎ労働者を中心に展開してきた。取り扱う事件の60%が、労働災害、残業手当、解雇の補償の3つの問題である。その他、医療事故や交通事故等の人身障害の事件も扱っており、出稼ぎ労働者が多い状況にある。また、離婚等によって貧困に陥った女性の相談も受け入れている。

受任した労働事件は、殆ど労働仲裁委員会の判断を不服として人民法院に訴えを起こしているという。しかし、セメスター制をとっているため、履修期間内に終了していない事件の引継ぎ問題が生じる。中山大学では、学生に対してできるだけ1つの事件を最後まで責任をもってやり遂げるように奨励しているが、やむを得ない場合は他のチームが引き続き担当することになっている。

4. 多様化するクリニックと活動内容

法学部・大学院の授業担当教員の数は全体で約50名、そのうちクリニックの教員は異なる専門分野で7名おり、例えば民事訴訟、労働法、税法、環境法等の専門家がおり、それぞれの専門分野を生かして指導に当たっている。

臨床法学教育の特殊性に応じて、中山大学は広州南校舎に「中山大学法学院法律クリニック事務所」を設け、臨床法学教育プロジェクト全体の運営・活動の場としての役割を果たす。この事務所は一般的なクリニックとして開設され、その中で特にクリニックを分離して開設しているわけではない。ただし、2003年5月に中山大学の珠海校舎に「法律援助(相談)センター」を設立し、珠海市の司法局法律援助センター及びコミュニケーションの間に協力関係を構築し、珠海市民を対象にサービスを行なっており、主に社会の弱者層に法律援助を提供し、彼らの権利・利益を守ることが活動の中心内容となっている。

また、2003-2004年度の間は、環境法クリニックをスタートさせ、環境保護についての法律相談や、事件の受任、調査及び当地の環境機関・団体に環境に関する法律専門知識を

提供する等の活動を行なっている。さらに、実際の事件受任だけではなく、コミュニケーションや工場にかけ、出稼ぎ労働者を対象に法律の説明を行ない、労働者から実際の労働現場に存在する法律問題の聞き取り調査も行なっている。

現在、新たなニーズに応じて検討しているのは、ADRクリニックの設立計画であるという。

5. 臨床法学教育の効果——教員及び学生の視点から

毎年履修応募者がとても多い点からみると、臨床法学教育が人気科目であり、成功している証であるといえよう。従前の学部や大学院教育には殆ど理論教育しかなく、実務の実習や法律相談も一部あったが、殆ど表面的なことしか行なわれてこなかった。臨床法学教育プログラムの導入によって、学生は、実際の事件を受任して依頼者の代理人として、法律文書の作成、口頭での相談、仲裁廷又は法廷に出廷する等の活動を通じて総合的に能力アップを図ることができ、学んだ理論知識をこれらの実務経験を通じてより一層理解することができる。

また、中山大学の学生は、政府機関等のエリートとしてキャリア・アップしていくことが多いため、だんだんと社会の低層に関わる機会が少なくなるが、学生のうちにクリニックの活動を通じて、社会の低層の人たちの生活実態や法律問題等への理解を深めることは、将来の仕事において必ず役に立つと強調する者が複数いたことは印象的であった。

面談したJM課程の学生は、全員非法学専門の学部卒業生及び社会人であり、その内半分は社会経験のある学生であったが、非法学専門で学部卒業して直ちにJMコースに入った学生の専門は植物学、金融と情報管理と多様性に富んでおり、全体として英語専門の学生が1番多いという。昨年まで、JMの学生に対して1年のときから臨床法学の授業を選択することができるようになったが、法律知識が乏しいため、あまり効果が無かったため、2008年度から2年生の学生を対象に変更したという。

臨床法学教育は非常に有意義で役に立っていると高く評価されており、クリニックの活動に参加することにより、生きた法律を学ぶことができたことと、学校とは異なる実際の社会実態や労働者における立場等を理解すること、公民代理として出廷することができること等が、メリットとして指摘されている。ただし、実際に事件の相談を受ける時や受任する時に、教室で学んだものがあまり役に立たないことに気付くとの指摘があり、例えば、法哲学等について深くやればやるほど現実から離れて行くことを懸念する意見も聞かれた。

V. 結びにかえて

中国の法学教育においては、JM コースを創設したが、ロースクールを新たに創設せず、現在の法学部及び大学院課程の中で、学生の学力に応じて臨床法学教育を行なっているため、司法試験と臨床法学教育の矛盾問題があまり生じない。そうした状況において、西北政法大と中山大は、共に教員の専門性、地域住民のニーズに応じて、地域に根ざした臨床法学教育を展開している。

臨床法学教育は、単なる法律の技能、生きた法律を学ぶだけでなく、活動を通じて社会をより深く理解し、社会貢献を行うと同時に、学生に自分の専門ないし人生を見つめる機会を与え、よりよい社会、よりよい人生を作っていくための学習機会を与えている点で国家を挙げて取り組んでいることが伺われた。両大学のクリニックの壁には、依頼者から自発的に贈られた感謝の旗が飾られていたが、これはその活動が社会においても広く評価されている証であろう。

臨床法学教育は、日中両国にとって共に新しい挑戦である。それぞれの現状に合わせて自国の特色のある教育として構築しようとしている点は、共通しているといえる。

しかし、中国においては、こうした臨床法学教育も活用しながら、現在、法曹増員を積極的に進めているのに対して、わが国の臨床法学教育はまだ取り組みが弱く、制度的な支援も十分ではなく、法曹増員についてさえ暗雲が漂いつつあるような状況に陥っている。もちろん、中国の法制度を巡る状況には人権問題をはじめとした改善すべき課題は多く、その法曹像については、まだまだ模索の途上であるが、その方向性とエネルギーを考えると、日本の法学教育にも大いに参考となる。わが国が中国の臨床法学教育の実情を学ぶことは、積極的な法曹養成の意義と必要性を深く認識する契機となるものである。これからも、隣国中国の臨床法学教育がどのように発展していくかをも視野に入れながら、わが国における臨床法学教育の改善を図っていききたいと思う。

1本稿の内容は、2008年3月に視察した際に両大学の関係者との面談及び提供された資料に基づいて執筆したものである。

2 北京大、清華大、中国人民大学、武漢大、華東政法大(当時華東政法学院)、中南财经政法大学及び復旦大学の7大学である。宮川成雄・榎村太市「中国の臨床法学教育」『法学教室』318号6-7頁(2007年)参照。

3 但し、後に西北政法大もフォート財団の部分援助を受けるようになった。

4 International Bridges to Justice (IBJ)については、<http://ibj.org/> を参照されたい。

5 この点については、十分な議論をすることはできなかったが、問題があるとしても、それは刑事弁護クリニックの問題というよりも、中国における刑事弁護に対する基本的な考え方が、必ずしも十分に整理されているわけではないことが、背景にあるように思われる。

6 労働紛争の場合は、通常は、まず企業内の労働紛争調停委員会による調停を行なうが、不調の場合は、地方労働官庁に設置している労働仲裁委員会による調停・仲裁で解決する。仲裁委員会は、調停で解決を図るが、不調の場合は、仲裁判断を下す。ただし、この仲裁判断に対して不服がある場合は、仲裁判断を受取った日から15日以内に人民法院に訴えを起こすことができるという。ちなみに、「中華人民共和国労働争議調停仲裁法」が、2007年12月29日第10期全国人民代表大會常務委員会第31回會議で採択され2008年5月1日から施行されている。

<臨床法学セミナー>

*** 既 刊 ***

- | | | |
|-----|---------------------------------------|----------|
| 第1号 | 広島大学における臨床法学教育 | 2008年1月刊 |
| 第2号 | 1. 北海道大学における臨床法学教育
2. 大学附設法律事務所の課題 | 2008年2月刊 |
| 第3号 | 一橋大学における臨床法学教育 | 2008年3月刊 |
| 第4号 | 新潟大学における臨床法学教育 | 2008年3月刊 |
| 第5号 | シンポジウム「法曹技能の鍛錬とコミュニケーション」 | 2008年9月刊 |

臨床法学セミナー 第5号

2008年9月25日 発行

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所

発行人 宮川成雄

<rinshohoken-jimu@ist.waseda.jp>